

理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会（以下「法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、勤務実態が週平均4日以上ある者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 料金とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。
- (6) 勤務実態とは、会議等への出席及び法人の業務をおこなうことをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することができることとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 会議等への出席の同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬等は重複して支払わないものとする。
- 3 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、本基準に基づく報酬等は支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法、及び支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬は、別表に定める額に勤務日数を乗じた額とする。
- (2) 賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 通勤手当は、正職員給与規程第9条に準じて支給する。
- (4) 報酬及び料金等は、合計額から法令に基づき控除すべきものの金額を控除し、役員等が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により支給する。
- (5) 支給は月末締め次月21日払いとする。

(非常勤役員の報酬等の算定方法、及び支払方法)

第 5 条 非常勤役員の報酬等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬は、別表に定める額に勤務日数を乗じた額とする。
- (2) 賞与及び退職手当は支給しない。
- (3) 会議等への出席旅費は、別に定める「出張旅費支給規程」に基づいて支給する。
- (4) 報酬及び料金等は、合計額から法令に基づき控除すべきものの金額を控除し、役員等が指定する金融機関の口座へ振り込む方法により支給する。
- (5) 支給は月末締め次月 21 日払いとする。

(出張旅費)

第 6 条 法人の業務をおこなうために出張した役員等に対し、別に定める「出張旅費支給規程」に基づいて、旅費を支給する。

(公表)

第 7 条 法人は、この基準をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第 8 条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経ておこなう。

(補則)

第 9 条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この基準は、平成 29 年 6 月 26 日より施行する。

別表

会長	日額	7,000円
副会長	日額	6,000円
常務理事	日額	6,000円
理事	日額	6,000円
監事	日額	6,000円(監査日 12,000円)
評議員	日額	6,000円